

広陵町妊産婦タクシー利用料金助成事業利用規約

広陵町妊産婦タクシー利用料金助成事業利用規約（以下「利用規約」といいます。）は、広陵町が町内在住の妊産婦に対して実施する医療機関等へのタクシー利用時の助成事業（以下「本事業」といいます。）を利用する方の利用に関して適用されます。

第1章 総則

（目的）

第1条 本事業は、広陵町が、タクシー料金（迎車料金その他タクシー会社が指定する料金を含みます。以下同じです。）及び所定のアプリ利用にかかる料金（広陵町が認めた別紙の手配料を総称して「タクシー料金等」といいます。以下同じです。）に充当可能な電子タクシーチケット（以下「電子チケット」といいます。）を助成対象者に交付し、助成対象者が医療機関等（以下「助成対象施設」といいます。）へ移動する際のタクシー料金等について助成するものです。

（定義）

第2条 利用規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとします。

- (1) 妊産婦 妊娠中及び産後1年を経過しない女性
- (2) 居所 自宅、里帰り先等の広陵町内の妊産婦が居住する場所
- (3) 助成対象施設 病院、保健センター等の妊婦健診、産婦健診及び乳幼児健診受診施設
- (4) 助成対象経由地 居所から助成対象施設間での移動のために利用する鉄道駅やバス停

(5) チケットコード 電子チケットを受け取るために必要な暗号
文

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる妊産婦（以下「助成対象者」といいます。）は、第6条第1項の規定による申請の時に本町の住民基本台帳に記録されている者であって、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に母子保健法（昭和40年法律第141号）第15条の規定による妊娠の届出をした者とします。

(乗降場所)

第4条 乗降場所については助成対象者が事前に登録した以下に掲げるものとし、それ以外の場所で乗降する場合は本事業の対象にはなりません。

- (1) 居所
- (2) 奈良県内の助成対象施設
- (3) 奈良県内の助成対象経由地

第2章 利用に当たっての準備

(事前準備)

第5条 本事業を利用するためには、広陵町長が指定するスマートフォン用のタクシーアプリ「GO」（以下「アプリ」といいます。）のダウンロード及びアプリ上でクレジットカードの登録が必要です。アプリのダウンロード及びアプリへのクレジットカードの登録ができない方は、本事業を利用できません。

2 アプリに登録可能なクレジットカードブランドは、以下に掲げるものとし、

- (1) Visa

- (2) Mastercard
- (3) JCB
- (4) AMERICAN EXPRESS
- (5) Diners Club

3 アプリ利用における推奨環境は、以下に掲げるものとします。
推奨環境を満たしていない場合は、アプリをご利用いただけない
可能性があります。

- (1) 推奨 OS : iOS15 以降又は Android9.0 以降
- (2) インターネットにアクセスできること
- (3) GPS を搭載していること

4 助成対象者は、アプリ及び電子チケットの使用に当たって、ア
プリ提供元が定める利用規約及びプライバシーポリシーに同意す
る必要があります。

第 3 章 電子チケットの申請及び決定

(助成の申請及び決定)

第 6 条 助成を受けようとする者は、以下の項目について母子健康
手帳交付日の属する月末までに広陵町が定める電子システム「Lo
Go フォーム」により申請するものとします。期限内に申請がない
場合は特段の場合を除き、助成は受けられません。

- (1) 助成対象者の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス及び本人確認書類の写真
- (2) 助成対象者の母子健康手帳の交付日、母子健康手帳交付番号、
出産予定日及びそれらが確認できる箇所の写真
- (3) 第 4 条に掲げる乗降場所の名称若しくは住所等

2 前項の申請を行った場合、広陵町において第 3 条に定める助成

対象者の要件を審査した上で助成の可否を決定し、助成を決定した場合は助成額分の電子チケットを交付します。申請内容の可否について、申請者に確認を行い、要件を満たさないと判断した場合は、助成対象でない旨をメールで通知し、電子チケットは交付しません。

- 3 助成の決定後に特段の事情により健診受診施設が変更になった場合は、すみやかに広陵町に報告し、同条第1項の申請するものとしてします。

(助成の取消し)

第7条 助成対象者が以下の各号のいずれかに該当したときは、助成の決定を取り消すものとしてします。

- (1) 本町の住民でなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により電子チケットの交付を受けたとき。
- (4) 電子チケットを不正に使用したとき。
- (5) 第15条第2項の報告をせず、又は調査を妨げたとき。
- (6) その他町長が助成を行うことが不相当と認めるとき。

- 2 前項の規定により助成の決定を取り消したときは、当該助成対象者に交付した電子チケットは失効するものとし、以後の使用はできません。

第4章 電子チケットの内容

(電子チケットの内容)

第8条 電子チケットは、第4条に定める乗降場所の間のタクシー

利用 1 回につき 1 枚発行します。

- 2 電子チケット 1 枚の金額は 500 円とします。
- 3 電子チケットの 1 箇月当たりの使用枚数は 2 枚（行き・帰り）とし、6 箇月分をまとめて交付します。
- 4 電子チケットにはチケットごとに使用期間が設定されており、使用期間にのみ使用することができます。使用期間を過ぎた電子チケットは使用できません。

第 5 章 電子チケットの取得方法

（チケットコードの送付）

第 9 条 第 6 条の規定により申請を行った翌月に、広陵町から助成対象者が登録したメールアドレス宛てに電子チケットを取得するためのチケットコードを送付します。

（チケットコードの取得）

第 10 条 助成対象者は広陵町から受け取ったチケットコードをアプリに登録することで電子チケットを取得できます。

第 6 章 電子チケットの使用方法

（電子チケットの使用方法）

第 11 条 電子チケットの使用は、原則、助成対象者が第 6 条の規定により申請を行った乗降場所間のタクシー利用の際に使用できます。ただし、やむを得ない事情により途中降車をした場合はこの限りではありません。

- 2 電子チケットは、GO 加盟タクシーに乗車し、タクシー料金等の精算を行う際、アプリを使用して電子チケットでの支払いを選択した場合に使用でき、タクシー料金等に充当することができます。

- 3 チケットコード及び電子チケットを再発行することはできません。ただし、健診受診施設が変更になった等の特段の事情があると認められる場合は再発行ができることとします。
- 4 電子チケットの上限金額を超えたタクシー料金等は、現にタクシーを利用した助成対象者が負担するものとし、アプリに登録したクレジットカードでの支払いとなります。なお、誤って別途手数料が発生するサービスを利用した場合や交通事情等で通常のタクシー料金等より高額になった場合でも、電子チケットの上限金額を超えた場合には、現にタクシーを利用した助成対象者が負担します。
- 5 アプリ提供元が定めるキャンセルポリシーに則ってキャンセル料が発生した場合にも電子チケットが充当されます。この場合、充当された電子チケットは使用済みとなり、再度使用することはできません。
- 6 電子チケットが使用可能なタクシー会社は、助成対象者自身で必ずご確認ください。

(電子チケットの残額)

第12条 1回の乗車におけるタクシー料金等が電子チケットの上限額に満たない場合、その差額相当分を、金銭その他経済的価値へ交換又は交付することはできません。

(アプリ利用の注意事項)

第13条 アプリでの配車依頼は、配車が確実に行われることを約束するものではありません。

- 2 アプリを介さずに配車を依頼することは差し支えありません。ただし、電子チケットを使用するためには、アプリを使用して電子チケットでの支払いを選択する必要があります。

第7章 目的外使用の禁止

(目的外使用の禁止)

第14条 助成対象者は電子チケットを改ざん、複製、改変、第三者への譲渡及びその他次項の目的外での使用をしてはいけません。

2 電子チケットは、第11条に定める使用方法によってのみ使用できるものとし、次に掲げる目的で電子チケットを使用した場合、目的外使用とし、次項が適用されます。

(1) 第4条に定める乗降場所以外の移動目的

(2) 助成対象者以外の者に電子チケットを使用させる目的

3 目的外使用が発覚した場合は、目的外使用した電子チケットの使用額について広陵町は助成対象者に返還を求めます。

4 目的外使用が発覚した場合又は虚偽の申告若しくはその他不正な手段により助成を受けたことが発覚した場合は、助成決定を取り消します。以後の電子チケットは使用できません。

第8章 利用状況の調査

(利用状況の調査)

第15条 助成対象者は、電子チケットの適正な使用状況の確認のために、電子チケットの使用日時、乗車地及び降車地情報その他の電子チケット利用状況について、広陵町が情報を確認することに同意するものとします。

2 電子チケットの利用状況に関して利用規約違反その他不適切な利用の疑いが生じた場合、広陵町が、使用実態の調査に必要な情報を、アプリ提供元及び交通事業者から受領し、広陵町が使用実態の調査を行う場合があることに同意するものとします。

第9章 免責

(免責)

第16条 本事業の利用によってタクシーが配車されなかったことで助成対象者に生じたいかなる損害についても、広陵町及びアプリ提供元は一切責任を負いません。

2 本事業の電子チケットを使用した運送中に起こった交通事故について、広陵町及びアプリ提供元は一切責任を負いません。運送にかかる責務は、タクシー会社が負うことを了承します。

第10章 その他

(その他)

第17条 本利用規約に定めのない事項については広陵町が決定するものとします。

広陵町妊産婦タクシー利用料金助成事業 手配料等一覧

1 タクシー料金等

タクシー会社に支払う運送契約の料金（税込み）です。

種類	説明
運賃	メーター運賃
迎車料金	料金は各タクシー会社の規定に応じて定められています。
立替金	以下のケースにおいて発生します。 ・乗車中に有料道路を利用した場合 ・有料駐車場を利用した場合

2 手配料

GOアプリ上で配車依頼を利用した際に発生する料金です。配車依頼態様によって発生する手配料が異なりますが、配車依頼前のアプリ上で確認することができます。

また、各手配料はエリア・需給状況により変動することがあるため、確認するタイミングにより料金が異なる場合があります。

種類	説明
アプリ「AI予約」手配料	0円～980円(エリア・需給状況によって変動します。)
「こだわり条件指定」	GO 優良乗務員手配料、JPNTAXI 車種指定手配料、空気清浄機など搭載車両手配料：各 150円
アプリ手配料	・100円 ・タクシー会社によって発生有無が異なります。 ・配車依頼前の会社・条件を選ぶ画面の「タクシー会社を選ぶ」及びメニュータブの「タクシー会社」から各タクシー会社のアプリ手配料発生有無をご確認ください。
優先パス	300円～980円（エリア・需給状況によって変動します。）※配車依頼後、需給状況に応じてレコメンドする機能です。配車依頼前画面で表示された料金にプラスされる料金になりますのでご注意ください。

3 キャンセル料金

特定の条件下でキャンセルされた場合、お客様がGO株式会社に対して支払う事務手数料です。

種類	説明
キャンセル料金	500円

詳しくは、GO株式会社のキャンセルポリシー（<https://go.goinc.jp/cancel-policy>）をご覧ください。